

# 申告の準備はお早めに

申告期間は、**2月16日～3月15日**です

## 所得税

所得税は、自分で所得と税額を計算する申告納税制度になっています。所得と税額を正しく計算し、期限内に申告と納税をすませましょう。

なお、所得税の確定申告をした人は、市・県民税や個人事業税の申告をする必要はありません。確定申告が必要な人は次のとおりです。

### ■一般人

平成16年中に商業、農業などを営んでいた人、地代・家賃などの不動産収入のある

### ■給与所得の人

次のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要です。

- ①給与の年収が、2千万円を超える人
- ②給与所得、退職所得を除く所得合計額が、20万円を超える人
- ③2カ所以上から給与をもらい、年末調整されなかった給与収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が、20万円を超える人

※2と③については、20万円以下の場合でも市・県民税の申告は必要です。

### ■所得税の還付

次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

- ①平成16年中の途中で退職し、再就職していない場合
- ②災害、盗難などの損害を受けた場合（雑損控除）や、多額の医療費を支払った場合（医療費控除）など
- ③住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合（住宅借入金等特別控除）
- ④年末調整後に配偶者の所得

## 市・県民税

や扶養家族数に変更があった場合  
※還付申告は1月から受け付けています。

平成16年中に所得のあった人は、市・県民税の申告が必要です。ただし次の人は除きます。

- ①所得税の確定申告をした人
- ②年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
- ③収入が公的年金のみの人

※社会保険料控除、生命保

険料控除などを受ける場合は申告が必要です。なお、平成16年中に所得がない場合でも、国民健康保険に加入している人は必ず申告してください。

国民健康保険料（税）の算定は、前年の所得などに基づいて行います。保険料（税）の減額対象者であっても、申告していないため減額が受けられない場合があります。お問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)2013414

### 申告と相談は、こちらまで

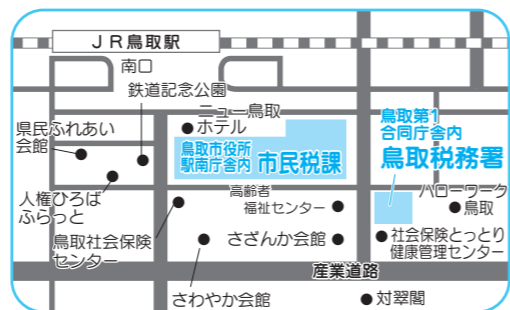
■所得税の確定申告（午前8時30分～午後5時）  
鳥取税務署（富安二丁目89-4・☎(0857)22-2141）

税務相談室（同署内・☎(0857)23-8776）  
申告書の提出は郵送でも受け付けます。また、休日などには専用のポストを設置していますのでご利用ください。なお、個人事業主の消費税の確定申告と納税は3月31日までです。

■市・県民税の申告（午前8時30分～午後5時）  
市役所駅南庁舎市民税課および各総合支所で受け付けます（総合支所の受付日程については総合支所だよりをご覧ください）。  
なお、左表の5会場でも受け付けます。

■休日納税相談窓口の開設（午前8時30分～午後5時）

2月20日・27日の日曜日は市役所駅南庁舎で、納税並びに納税相談窓口を開設します。納税がまだの人、納税について相談したい人はご利用ください。



## 所得税・市県民税控除額一覧表

|           | 所得税         | 住民税          |
|-----------|-------------|--------------|
| 基礎控除      | 38万円        | 33万円         |
| 配偶者控除     | 一般          | 38万円         |
|           | 老人          | 48万円         |
| 同居特別障害者控除 | 一般          | 73万円         |
|           | 老人          | 83万円         |
| 配偶者特別控除   | 最高38万円      | 最高33万円       |
| 扶養控除      | 一般          | 38万円         |
|           | 特定          | 63万円         |
|           | 老人          | 48万円         |
| 同居特別障害者控除 | 一般          | 73万円         |
|           | 特定          | 98万円         |
|           | 老人          | 83万円         |
| 同居老親      | 93万円        | 68万円         |
| 老年者控除     | 50万円        | 48万円         |
| 勤労学生控除    | 27万円        | 26万円         |
| 障害者控除     | 普通          | 27万円         |
|           | 特別          | 40万円         |
| 寡婦（夫）控除   | 27万円        | 26万円         |
| 特別寡婦控除    | 35万円        | 30万円         |
| 雑損控除      | 詳細右         |              |
| 医療費控除     | 同額（最高200万円） |              |
| 社会保険料控除   | 全額          |              |
| 小規模企業控除   | 全額          |              |
| 生命保険料控除   | 最高5万円       | 最高3万5000円    |
| （個人年金分）   | 最高5万円       | 最高3万5000円    |
| 損害保険料控除   | 最高1万5000円   | 最高1万円        |
| 寄附金控除     | 限度額有        | 共同募金会、日赤支部など |

昭和10.1.1以前生まれ  
合計所得金額が1000万円以下の者の配偶者 ※配偶者特別控除のうち、配偶者控除と重複して控除される部分は本年度から適用なし

昭和57.1.2生～昭和64.1.1生  
昭和10.1.1以前生まれ  
昭和57.1.2生～昭和64.1.1生  
昭和10.1.1以前生まれ  
昭和15.1.1以前生まれ、合計所得金額が1000万円以下の人の合計所得金額が65万円以下の人の「損害金額-保険金などで補てんされる金額」=A  
Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれが多い方の金額  
①A-(総所得金額等の合計額×10%)  
②Aのうち災害関連支出の金額-5万円

支払金（各種給付金控除後）から10万円または総所得金額の5%いずれか少ない額を引いた額

※今後の税制改正により税率・控除額などが変わる場合があります。

## 出張申告の日程

| 会場      | 受付日      | 時間              |
|---------|----------|-----------------|
| 末恒地区公民館 | 2月17日（木） | 午前9時～正午・午後1時～4時 |
| 大郷会館    | 2月18日（金） |                 |
| 神戸地区公民館 | 2月24日（木） |                 |
| 湖南地区公民館 | 3月3日（木）  |                 |
| 明治地区公民館 | 3月4日（金）  |                 |

※農協各支店での申告受付は、農協各支店の統廃合や農業所得収支計算への移行などにより見直しを行い、今回から実施しません。総合支所管内の申告日程などについては総合支所だよりをご覧ください。

### 申告に必要なもの

- ①申告用紙、印鑑
- ②平成16年中の収入・支出明細書や領収書、平成16年分収支内訳書控え
- ③給与や年金、配当などの源泉徴収票や支払証明書
- ④雑損控除を受ける人は、損害を受けた住宅や家財の明細書、領収書
- ⑤医療費控除を受ける人は、平成16年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
- ⑥国民健康保険料、国民年金保険料の平成16年中に支払った額のわかるもの。小規模企業共済等掛金がある人は、その支払証明書
- ⑦生命保険料、損害保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- ⑧寄付金控除を受ける人は、特定寄付金の明細書や領収書
- ⑨障害者や勤労学生を証明する書類

※65歳以上の高齢者で知的障害者または身体障害者に準ずる者として認定を受けた人は、障害者控除の対象となります。詳しくは高齢社会課 ☎(0857)20-3452 まで

- ⑩住宅取得等特別控除を新たに受ける人は▷登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで取得日、床面積、請負代金などのわかる書類またはその写し▷住民票の写し▷借入金の年末残高証明書▷増改築、大規模修繕などは、建築確認通知書の写しまたは増改築等工事証明書

所得税の確定申告と市・県民税の申告時期が近づきました。市役所での申告は、駅南庁舎（旧ダイエー跡）と各総合支所で受け付けます。期限間近になると窓口が混雑します。申告は、早めに準備し、できるだけ早くすませましょう。

